

発達障がい等の傾向のある不登校児への切れ目ない支援体制整備プロジェクト 報告書

1 背景

(1) 引きこもりの方の多くは過去に不登校を経験している

長久手市社会福祉協議会では、障害者手帳の交付を受けているが福祉サービス等を利用していない方を対象に、例年、個別訪問調査を実施しているが、その調査において、障がいのある「ひきこもり」状態の方の多くが過去に不登校だったことが分かっている。義務教育終了後に自宅に引きこもった状態であると、その状態が長期化してしまい、中には親の介護問題が起きる50代になって初めて社会に発見されるケースも見受けられる。

(2) 義務教育終了後も相談先の確保が必要

不登校児が中学校を卒業し、義務教育を終了するタイミングで障がい関係機関に引き継がれるケースがある一方、そういった引き継ぎが行われず自宅で過ごすことが常態化し、変化を受け入れられず、社会との接点が無くなることで、早期の介入に比べて支援が困難となるケースがある。

このため、そのようなケースに至らないためにも、義務教育が終了した後も相談先が確保される必要がある。

2 プロジェクトの目標

(1) 途切れない支援

中学校を卒業し、義務教育を終了した後も、本人や家族の相談先が確保される。

(2) 「福祉」と「教育」の連携

「福祉」と「教育」の連携を強化し、学齢期からの支援策を検討する。

3 進め方

(1) 学校と基幹相談支援センターとの協働

不登校は学校だけの問題ではなく、家庭の状況も深く関わっている。

このため、長久手市社会福祉協議会障がい者基幹相談支援センター（以下「基幹相談支援センター」という。）など家庭に入りやすい支援者と学校が協働することで、不登校児の円滑な支援につながるだけでなく、義務教育終了後も相談先が確保されるなど、その後の人生においても良い効果をもたらすと考えられる。

なお、実際の支援に当たっては、基幹相談支援センターの相談員だけでなく、中学生と年齢が近く相談のしやすさを目的として、社会福祉協議会に登録している大学生ボランティアにも協力してもらった。

(2) プロジェクトの流れ

複数の不登校児について支援開始 → 検証 → 報告書作成という流れで進めた。

4 支援対象児

市内の中学校に在席する中学2年生で、中学1年生の時に登校日の半分以上を欠席した生徒のうち、発達支援の面からサポートが必要と思われる生徒について、保護者から支援希望があった複数の生徒を支援対象児とした。

なお、中学2年生から支援を開始することとした理由は、本プロジェクトが2年計画であり、義務教育終了後の相談先確保を目指すものであることから、義務教育終了の2年前となる中学2年生からの支援開始としたものである。

5 具体的な支援内容

※支援した生徒についての個別、具体的な内容を含むため、公表資料においては本項目の記載を省略します。

6 今回の支援において浮かび上がった課題

今回、基幹相談支援センターにおいて、発達障がい等の傾向のある複数の不登校児を支援したが、今回の支援においては次のような課題が浮かび上がった。

(1) 本人や保護者の自己理解や障がい受容が十分でない場合がある

発達障がいの傾向がある場合は、早期に発達検査の実施や専門家の受診が望ましいが、本人や保護者の自己理解や障がい受容が十分でなかったり、「障がい」という言葉に対して拒否感があったりする場合、検査や受診がされにくい。

「障がい」という言葉に拒否感がある場合、まずは本人や保護者との関係性を築くことから始める必要がある。

(2) 保護者や学校現場に対する障害福祉サービス等の周知が十分とは言えない

障害福祉サービス等には様々なものがあり、例えば発達障がい児等を対象としたサービスとして、放課後等デイサービスや保育所等訪問支援などがあるほか、就労に向けたサービスも様々なあるが、保護者や学校現場に対するこれら障害福祉サービス等についての周知が十分とは言えない。

(3) 保護者や学校現場に対する発達障がい等の相談先に関する周知が十分とは言えない

子どもの発達障がいに関する相談先として、例えば市内にはこどもの発達相談室、長久手市社会福祉協議会（障がい者相談支援センター）、相談支援おかげさん

など様々な相談先があるほか、市外には愛知県中央児童・障害者相談センター、あいち発達障害者支援センターなど様々な相談先があるが、保護者や学校現場に対するこれらの相談先に関する周知が十分とは言えない。

相談先に関する周知が十分とは言えない場合、義務教育の終了により学校との関係が切れることで、児童と社会との接点が切れてしまう恐れがあるため、本プロジェクトの目標である「途切れない支援」のためにも、相談先に関する周知の向上は重要である。

(4) 本人や保護者が学校に対して拒否感を抱いている場合がある

不登校の場合、それまでの経緯など様々な理由から、本人や保護者が学校に対して拒否感を抱いている場合がある。そのような場合、学校での対応は難しいため、学校以外の場所や、学校以外の機関による支援が必要となる。

学校以外の機関が支援する場合、学校と連携して支援することが望ましいが、学校への拒否感が強い場合に学校との連携を無理にとろうとすると、不信感につながる恐れがあるため注意が必要である。

今回の支援においては学校以外の場所として、インフォーマルな社会資源も活用した。

(5) 不登校だと本人だけでなく保護者も孤立しやすい

上記(3)や(4)にも関連するが、相談先に関する周知が十分でなかったり、学校に対する拒否感を抱いていたりすると、同じ立場の親同士のつながりに関する情報なども届きにくくなり、結果として本人だけでなく保護者も孤立しやすい。

(6) 家庭環境など学校外のことには学校だけで対応することは難しい

不登校の一因に家庭環境の問題がある場合、家庭の問題に学校だけで対応することは困難である。このため、家庭への直接的な対応ができる機関との連携が必要である。

(7) 学校が不登校児 1 人 1 人の個別ニーズに応じた個別支援、特に学校外での個別支援を行う事は難しい

今回の支援においては、不登校児それぞれの発達障がい等の特性や状況、家庭環境、本人の希望や目標、興味、関心などに応じて、基幹相談支援センターの福祉専門職が様々な工夫しながら、学生ボランティアにも協力してもらい、不登校児 1 人 1 人の個別ニーズに応じた個別支援を行ったが、学校がそのような個別支援、特に学校外での個別支援を行うことは難しい。

(8) 不登校児について低年齢から支援を始めることについて

今回の支援ではそれぞれの不登校児に対して、中学 2 年生の終わりから中学 3 年生で卒業するまでの期間を支援した。中学 3 年生は高校進学という問題意識を

持ちやすい時期のため、支援を開始しやすい反面、思春期という難しい年頃でもある。

このためそのような時期ではなく、低年齢あるいは学校生活が上手いかなくなり始めた時期から支援を開始した場合は、今回のような中学3年生を支援した場合とは異なる経過、異なる結果となる可能性も想定される。

7 まとめ

上記のとおり、今回の支援を通じて様々な課題が浮かび上がったが、その一方で、支援を通じて進展したものもある。

例えば課題の1つに、「学校現場に対する障害福祉サービス等の周知が十分とは言えない、発達障がい等に関する相談先の周知が十分とは言えない」という課題があるが、今回の支援を通じて学校現場に対する周知が向上し、本プロジェクトの目標でもある「福祉」と「教育」の連携や協力も進んだ。学校現場に対する周知の向上により、発達障がい等の児童が在学中に相談先とつながりやすくなるだけでなく、学校との関係が切れる義務教育終了後も相談先とつながりやすくなるため、途切れない支援が可能となる。

「福祉」と「教育」の連携や、学校現場に対する周知の向上の具体的な事例として、例えば、本プロジェクトを通じて、市内教員向けの福祉勉強会において支援事例を説明したり、市内学校の不登校に関する会議に基幹相談支援センター職員も参加したりすることができた。なお、これらの会議には次年度以降も基幹相談支援センター職員が継続して参加していく予定である。

また、今回の支援から得られた知見や課題を学校と共有するため、各中学校の教頭、学年主任、担任等に報告を行った。その際、学校側からは、「様々な障害福祉サービス等や社会資源があることを知ることができた」、「今回の支援事例を他の教員にも共有していきたい」、「支援手法について学校でも可能なものは取り入れていきたい」などの声が聞かれた。しかしその一方で、上記課題にもあるように、「学校では今回行われたような1人1人の個別ニーズに応じた個別支援、特に学校外での個別支援を行うことは困難である」、「学校では中学校を卒業した後は支援することができないため、基幹相談支援センターのような外部の支援者による支援が必要である」といった声も聞かれた。

8 課題の解決に向けて

今回の2年間に及ぶプロジェクトを通じて、「福祉」と「教育」の連携や協力が進んだことは大きな成果であり、今回得られた両者の関係性を今後も継続、進展させ

ていく必要がある。

一方、今回の支援から浮かび上がった様々な課題に対しては、今後も「福祉」と「教育」で連携、協力して、その解決に向けて取り組んでいく必要がある。

課題の中でも特に学校での対応が困難であると挙げられたものとして、「学校が1人1人の個別ニーズに応じた個別支援、特に学校外での個別支援を行うことは難しい」という課題があるが、だからといって今回行ったような個別支援を、発達障がい等の傾向のある多数の不登校児に対して行うことは、福祉関係者のみでは困難である。

この課題を解決するためには、発達障がい等の傾向のある不登校児に適した社会資源、インフォーマルなものも含めた広い意味での社会資源を把握し、支援に活用することで、障害福祉サービス等ではない形での支援、障害福祉サービス等の枠を超えた支援が行われることになるため、より多くの不登校児に対応することができるようになると見込まれる。また、そのような障害福祉サービス等ではない形での支援は、福祉関係者以外により行われるため、不登校児に関する広い意味での支援者や関係者を増やすことにもつながるものである。

このため、まずは発達障がい等の傾向のある不登校児に適した、広い意味での社会資源や支援者に関する情報の把握等から進めることとしたい。